

秋田県スポーツ少年団活動ガイドライン

(令和4年7月25日時点)

1 基本方針

全てのスポーツ少年団活動において、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、別紙「遵守事項(令和4年7月25日から)」に則った上で活動すること。

活動日数及び時間は、「秋田県スポーツ少年団活動の指針」の内容を踏まえ、感染防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

2 基本的な留意事項

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底して避けること。
- こまめな手洗い(手指消毒)を励行すること。
- 体調のすぐれない団員はスポ少活動への参加を見合わせ、自宅で休養すること。
- 練習場所や更衣室、食事、集団での移動の際の三密を避けること。
- 屋内の活動では、こまめな換気を必ず行うこと。
- 夏場は熱中症対策を優先し、他者との距離が十分確保できる場合や会話をほとんど行わない場面では、マスクを外すこと。ただし、他者との距離が十分に確保できない場合や近い距離で会話を行う場面では、マスクを着用すること。

※マスク着脱の詳細については、各中央競技団体のガイドラインを踏まえて対応すること。

3 県外での活動について

- 県外の大会への参加は、真にやむを得ない場合を除き控えること。

- ・「真にやむを得ない大会」とは、日本スポーツ少年団や中央競技団体が主催する全国・東北大会とする。
- ・真にやむを得ない大会として全国・東北大会に参加する場合、スポーツ少年団を所管する当該市町村教育委員会やスポーツ振興主管課、団員が在籍する学校に、必ず事前に報告・相談し、帰県後の健康観察期間や検査等の対応について指示を受けること。
- ・真にやむを得ない大会として参加する場合、考えられる最大限の感染防止対策を講じること。
- ・市町村スポーツ少年団本部は、必要に応じて当該単位団に対して指導・助言すること。

- 県外への練習試合や遠征、県外の団を招いての活動は、当面の間控えること。

4 県内の活動について

- (別紙)遵守事項(令和4年7月25日から)に則った上で活動すること。
- 大会参加や練習試合等の対外交流については、保護者の同意を得て実施するのはもちろんのこと、会場への移動、食事、会場での更衣室や会議室の利用等においても、団員・指導者等の感染防止策を徹底すること。
- 宿泊を伴う活動(合宿等)については、当面の間実施しないこと。

5 その他

- 地域の感染状況によっては、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。
- スポーツ少年団を所管する市町村の教育委員会やスポーツ振興主管課が、新型コロナウイルス対応に係る方針を定めた場合には、その方針の遵守を最優先すること。
- 各競技の統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドラインづくりや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することになっているので、その動向を常に注視するとともに、各競技がとるべき最新の感染防止対策を講じること。